

令和8年2月25日招集

# 第1回大子町議会臨時会付議予定事件

## 付 議 予 定 事 件

- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について……………               | 1 P |
| 2 | 令和7年度大子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて…………… | 2 P |
| 3 | 調停の申立て及び訴えの提起について……………                       | 4 P |
| 4 | 令和7年度大子町一般会計補正予算（第10号）……………                  | 5 P |



○令和7年度大子町一般会計補正予算（第9号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 投開票事務よう人料 （報酬）	932		932			0	【第51回衆議院議員総選挙関連】 投開票事務に従事する会計年度任用職員を配置するために必要な費用を計上するもの。 ○期日前 @13,696×3人×11日＝ 452千円 投票日 @13,696×1人×35投票所＝480千円
現計額	0		0			0	
補正額	932		932			0	
補正後	932		932			0	
2 職員手当等	5,786		5,786			0	【第51回衆議院議員総選挙関連】 投開票事務に従事する職員を配置するために必要な費用を計上するもの。 ○投票事務従事者(105人) 3,608千円 開票事務従事者(50人) 528千円 その他(選管職員等) 1,650千円
現計額	0		0			0	
補正額	5,786		5,786			0	
補正後	5,786		5,786			0	
3 投票所修繕料	3,194		3,194			0	【第51回衆議院議員総選挙関連】 投票所として利用する地区集会所のうち5か所について、空調設備等の改修を行うもの。 ○浅川集会所 (外灯) ○上岡集会所 (空調設備) ○矢田集会所 (空調設備) ○北田気集会所(空調設備) ○池田集会所 (空調設備)
現計額	0		0			0	
補正額	3,194		3,194			0	
補正後	3,194		3,194			0	
4 入場券作成業務委託料	531		531			0	【第51回衆議院議員総選挙関連】 入場券の作成に係る費用を計上するもの。 ○帳票印刷代 335千円 その他(計算料等) 196千円
現計額	0		0			0	
補正額	531		531			0	
補正後	531		531			0	
5 ポスター掲示場設置・撤去業務委託料	2,670		2,670			0	【第51回衆議院議員総選挙関連】 選挙ポスター掲示場の設置・撤去に係る費用を計上するもの。 ○@16,280×164か所＝2,670千円
現計額	0		0			0	
補正額	2,670		2,670			0	
補正後	2,670		2,670			0	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
6 タクシー利用助成事業業務委託料	300		300			0	<b>【第51回衆議院議員総選挙関連】</b> 高齢者等の移動支援として、自宅から期日前投票所（役場）までのタクシー代を全額負担するもの。 ○過去の利用実績（乗合せ者除く） 県知事選（R7年9月） 12人 参院選（R7年7月） 19人 衆院選（R6年10月） 16人 町議選（R6年3月） 16人
現計額	0		0			0	
補正額	300		300			0	
補正後	300		300			0	
7 その他	6,661	0	6,621	0	0	40	第51回衆議院議員総選挙関連（報酬等）
現計額							
補正額	6,661	0	6,621	0	0	40	
補正後	6,661		6,621			40	
補正予算額	20,074	0	20,034	0	0	40	
補正前の予算額	12,618,274	1,955,022	787,040	1,199,900	848,984	7,827,328	
補正後の予算総額	12,638,348	1,955,022	807,074	1,199,900	848,984	7,827,368	

## ○調停の申立て及び訴えの提起について

町を被告として提起された訴えの応訴に要した費用を損害金として請求するため、次のとおり調停の申立て及び訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、町議会の議決を求めるものです。

### 【相手方】

議案書のとおり

### 【請求金額】

12,828,750円

### 【申立て理由】

町税に関する法的根拠等のない課税保留を要因とした更正処分の取消し及び賦課処分の取消しを求めた町を被告とする訴えが提起され、この訴えに応訴するために要した費用を、債務不履行又は不法行為による損害金として請求することについて、話し合いによる解決を図るため、調停の申立てをするものです。

なお、この調停が成立しなかった場合は、裁判所に債務不履行による損害金の請求に関する訴えを提起するものです。

### 【請求金額の変更】

当該調停又は係争中に損害金と認められない費用又は新たに損害金として認められる費用が判明した場合は、その金額を減額又は増額した額に請求金額を変更するものです。

○令和7年度大子町一般会計補正予算（第10号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金額	特 定 財 源				一般財源	
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 訴訟代理人委託料	6,500					6,500	町が被控訴人となっていた裁判（固定資産税の賦課取消等請求）が年度内に結審に至ったため、裁判にかかった弁護士費用（成功報酬）を計上するもの。 ○控訴人 U.S.リーシング・コーポレーション ○経緯 R4年 6月 訴訟の提起 R6年12月 1審の判決言渡し 同月 控訴の提起 R7年 7月 2審の判決言渡し 同月 上告の提起 R8年 1月 上告棄却
現計額	0					0	
補正額	6,500					6,500	
補正後	6,500					6,500	
2 損害賠償請求業務委託料	1,087					1,087	上記裁判（固定資産税の賦課取消等請求）にかかった弁護士費用等について、原因者に損害賠償請求をするに当たり、必要な弁護士費用を計上するもの。 ○本件弁護士費用の内訳 民事調停事件着手金 220千円 民事訴訟事件着手金 770千円 その他(印紙代等) 97千円 ※成功報酬の支払いは別途
現計額	0					0	
補正額	1,087					1,087	
補正後	1,087					1,087	
補正予算額	7,587	0	0	0	0	7,587	
補正前の予算額	12,638,348	1,955,022	807,074	1,199,900	848,984	7,827,368	
補正後の予算総額	12,645,935	1,955,022	807,074	1,199,900	848,984	7,834,955	

(繰越明許費補正)

追 加

事 業 名	全 体 金 額	繰 越 金 額	繰 越 理 由
1 損害賠償請求業務	1,087 千円	835 千円	年度内に調停から訴訟に移行しなかった場合、着手金のうち訴訟に係る分の支出が翌年度となるため 財源 一般財源